

東京電力の柏崎刈羽原発再稼働に関する質問

2025年12月9日(火)再稼働阻止全国ネットワーク

原発は、現在の科学技術で制御できる装置でないことを、14年余り前の福島第一原発事故が大きな犠牲の上に教えていた。これまで、私たちは原発は行き場なく危険な核のゴミを地球上に排出するばかりか、ひとたび事故が起こればあらゆる生き物に深刻な被害を及ぼす、それゆえ原発(核発電)は稼働をするべきでないと主張してきた。しかしながら、政府・経産省・原子力規制委員会は安全性を確認の上で原発稼働と強弁し、今14基の原発を稼動させている。

多くの人に深刻な被ばく被害を与えた311事故は未だに全く終わらず廃炉の姿も定かでなく汚染水を海洋投棄し続け自宅に戻れない方々が多数いて今も日本は原子力緊急事態宣言下にある。事故を起こした東京電力は事故後も「3つの誓い」を守れず、多くの不祥事を起こし、原子力規制委員会が指示した「7つの約束」も守れていない。さらに、昨年元日に能登半島地震があり、7号機に核燃料を装填したが稼働できずに1年半近く経過して取り出し、今6号機の再稼働を目論んでいるが次々に多くのトラブルが発生。ところが、新潟県民の強い反対の声にもかかわらず県知事の「地元同意」が今注目されている。

私たちは、昨年1月、4月、8月に院内ヒアリング集会を実施して、再稼働は余りに危険、東電が柏崎刈羽再稼働することは許されないと訴え続けてきた。

私たちの指摘に反論できなかった原子力規制庁は今も東電との面談を繰り返しており、柏崎刈羽6号機の再稼働をこのままでは容認できない状況にあると私たちは考える。

私たちは改めて原子力規制委員会にヒアリングし、審査・面談の状況を確認し、再稼働の危険性を訴える。

1 セキュリティ対策の欠陥を抱えたままの再稼働

東電は10月28日に柏崎刈羽原発6号機は、技術的には再稼働の準備が完了していると発表しています。現在、再稼働の焦点は地元同意のみとなったとされています。しかし本当にそうでしょうか。10月28日以後も、11月になってセキュリティ上の問題が発覚したり、制御棒駆動機構のトラブルが発生したりと、毎月のように問題が発生しています。

こうした状況でも規制庁は、再稼働できる原発だと思っていますか。
以下に問います。

1-1 秘密文書不正コピー問題に関する規制委の認識

セキュリティ上秘密とされる文書を不正にコピーして持っていた職員の存在が発覚したことに関し、新潟日報の11月26日付の記事で『柏崎刈羽原発でテロ対策に関わる社員が秘密文書を不適切にコピーしていた問題で、原子力規制委員会の山中伸介委員長は26日の定例会見で「組織的なセキュリティ劣化や安全上の課題はない」との見解を示した。秘密文書に接する社員が問題を起こしたことは「深刻」としたが、東電自身で気付き改善する姿勢は維持されているとした。』と報じています。このような認識であれば、今後何が起きても再稼働を容認する結果になります。この認識の真意は何ですか。

1-2 過去の運転停止措置と東電体質の改善が見られない点

東電は過去にもセキュリティ上の問題を多数引き起こし、そのため事実上の運転停止命令が2021年4月14日から2023年12月27日まで出されていました。命令の内容は、原子炉等規制法に基づき、特定核燃料物質の発電所内での移動を禁じる是正措置命令でした。これは事実上の「運転禁止」命令として機能しました。具体的には侵入検知設備の機能の一部喪失と社員によるIDカードの不正使用です。さらに加えて、機密文書を持ち出して車の上に載せて発進した結果、外に飛ばしてしまいました。今回の事案もそれと同等の問題であり、結局、セキュリティ対策の改善はできていないことになります。東電が気付いて改善したかどうかは関係ありません。これが問題にならないなら最初から問題にならなかつたはずです。再稼働間近になつても変わらない東電体質を見ても依然として見逃すのですか。

1-3 県民・地域住民の不信感

新潟県が行った県民アンケートでも、東電が今、再稼働する準備ができているかと問われて「そう思う」と答えた人はたった三分の一の37%に過ぎず、過半数を大きく超える60%が「そう思わない」と答えています。また、地元紙新潟日報の行ったアンケートでも、実に83%が東電が再稼働することに不安を感じると答えています。こうした事実を規制庁はどのように捉えているのですか。お答えください。

2 制御棒駆動機構のトラブルについて

8月28日、6号機で核分裂反応を抑える制御棒の動作確認をした際、1本が挿入したまま引き抜けなくなる異常が発生したと発表したものの、その原因や再発防止策について明確な発表はなく、9月20日に電動モーターを外してジャッキで揺さぶったところ、固着していた部分が外れて引き抜くことができたと発表しています。

2-1 規制庁はどのような報告を受けているか

規制庁はこの件について、どのような報告を受けているのでしょうか。

2-2 安全系システムの異常と規制庁のヒアリング経過

制御棒駆動機構のトラブルは、安全系のシステムに発生したトラブルですが、規制庁によるヒアリング等が行われている経過が明らかになっていません。東電から規制庁は説明を受けているのでしょうか。

2-3 事実経過と東電説明の変遷についての規制庁の把握状況

8月7日の東電資料は「制御棒駆動機構制御盤の不具合について、調査の結果、端子台に施された亜鉛メッキ箇所にて、ウィスカと呼ばれる目視では確認不可能な極めて細い線状金属が発生したことにより、本来は導通しない箇所の導通を確認した」と記載があります。そのため端子台を全て交換しました。しかし「ウィスカ」問題については、その後の発表では消えてしまいます。

9月12日の朝日新聞では「柏崎刈羽原発で制御棒引き抜けないトラブル続く 再稼働準備に影響も」によると、「菊川浩ユニット所長は11日の定例記者説明会で『制御棒の状態を検知する装置が正常かどうか、という点から確認したい』と述べ、問題解消のめどは『現時点では申し上げられる状態にない』と話した」とのことです。

ところが10月9日になって、電動モーターを外してジャッキを取り付け、揺さぶったところ引っかかっていたところが外れて動いたと発表しています。作業は9月20日に行われたとされています。

このような事実経過は、規制庁も認識していたはずですが、経過についてはどのような報告を受けていたのですか。具体的にお答えください。

2-4 作動不良の原因特定と再稼働検査再実施の必要性

作動不良の原因はそもそも何か。

これに関して原因を特定した後に再稼働に必要な検査の一部をやり直すとしていました。しかし原因については制御棒駆動機構のローラーが固着していたという説明だけです。具体的に検査などを行っているのに、これについて具体的な説明は一切明らかになっていません。

単に駆動試験をしただけでは問題解決にはなりません。試験の方法や実行した体制や、規制庁の保安検査官は立ち会っていたのか、などの具体的な説明を求めます。

2-5 原因変更後の説明の不整合と再発可能性

原因が固着に変わった後に東電の資料には、トラブルを起こした制御棒駆動機構を分解調査したところ、通常では見られない傷がガイドチューブにあることを確認したことから、「ラッチがボールナットにしっかりと収まっていない状態で中空ピストンがガイドチューブ内を下降する際に、ローラーの動きが固く、ローラーがガイドチューブに引っかかったことによるものと判断した」と原因を変更しています。

しかしその原因は何も分かっていません。施工不良なのか、設計ミスなのか、駆動中に引っかかるようなものがあったのか、いずれにしろ原因不明では再発防止もできません。これでは他の204本でも同

じことが起こり得るのではありませんか。そうならないとするなら根拠を示してご説明ください。

2-6 「ローラーが固かった」という説明の妥当性・再現性の欠如

東電の説明では「ローラーが固かった」というような説明ですが、そんなことでなぜ固着するのですか。そもそも再現試験等の検証はされていません。引っかかっていた制御棒駆動系は電動モーターを外して「ジャッキでボルトねじを操作したところ、引っかかりが解消した」ということだから、引っかかった状態を目視できていません。これでは原因はわからないままです。規制庁は具体的な状況をどのように説明されていたのですか。明らかにしてください。

2-7 運転中に同様事象が発生した場合の対応

制御棒駆動機構を外して目視した結果初めて原因の一端が分かったという説明ですが、運転中にこうした事態が発生しても分解できない状況ですから、原因不明のまま対応することになります。運転中にこうした事態になったら、いかなる対処を行うのですか。

3 GTG の停止・運転制限の逸脱について

東電の資料「6号機ガスタービン発電機使用不能による運転上の制限の逸脱について(公表区分II)」によると、2025年9月12日14時1分頃、7号機の横に設置されている「空冷式ガスタービン発電機車(GTG)」を試運転中、14時04分に自動停止し、その後使用できない状態であることが確認されました。東電はこれを受け、6号機の保安規定に定める運転上の制限からの逸脱と判断して公表しています。東電は14時30分から復旧作業を開始したとしていますが、停止原因は調査中です。代替措置として非常用ディーゼル発電機(DG)1台を起動し、17時15分に動作可能であることを確認しました。東電は本事案により使用済燃料プールや原子炉の冷却に直接的な影響はなかったとしています。

3-1 この「停止した理由」と「使用できない状態」について、具体的にはどういう理由で、どういう状態だったのかリアルタイムで規制庁は情報を得ていたのですか。

3-2 GTG の位置づけについて

原子力規制委員会は新潟県技術委員会への回答(※URL省略)において、「非常用ディーゼル発電機が機能喪失した場合には、ガスタービン発電機等を使用できる設計とし、その妥当性を審査で確認した」と述べています。

この文言から明らかなように、GTGはDGと並列的に独立して設置された電源というより、DG喪失時の代替・補完電源として機能させる設計思想に基づいています。

したがって、「DGや電源車と並列で配置され外部電源喪失時に活用される」というものではなく、DGが使えなくなった際のバックアップとしても期待される設備であるという理解で正しいですか。

3-3 GTG 設置場所の問題について

東電の資料(※URL省略)によれば、GTGはかつて津波影響を避けるため高台(配備場所:1~4号機側高台(海拔約21m)と記載)に配置されていましたが、現在は海岸の防潮堤のすぐ近くに設置されています。

この設置変更により、津波や高潮、漂流物衝突といったリスクに対して本当に十分な余裕があるのか、疑問が生じます。

規制庁は、これら設備の健全性について従来、「高台等に配置」と県や新潟市に説明してきた安全性評価と齟齬があることは問題です。

公開記録によれば規制庁が独自に「高台に置く」と宣言してきたわけではなく、事業者(東電)が設計・工事計画・使用前確認の段階で「高台配置」等を前提に提示し、その内容を規制庁が審査・確認して許可等を行った、という関係性が見られます。

従って「規制庁が『高台等に配置』と説明してきた従来の安全性評価」という表現は、「規制庁が(東電の示した)高台配置等の前提で安全性評価を行ってきた」ということであると考えられます。

ところが最近の状況とは齟齬が認められます。

東電が GTG の設置場所を海際寄りにした複数の資料(または配置変更)や、今回の GTG 停止事象が示した問題により、「当初想定されていた安全前提(高台配置等)」と実際の現況配置には疑問が生じます。現在の海際(海岸から直線距離170m、防潮堤からわずか40m)に配置した理由と、それについての公式説明資料については、認められません。規制庁が認可を出した時期とそれを示す文書を明らかにしてください。

なお、東電はこれに関して「柏崎刈羽の安全対策において、福島第一原発事故の教訓も踏まえ、津波による浸水防止対策として海拔15mの防潮堤の設置などの安全対策工事を実施しています。」との見解を示していますが、これは本質的に誤った認識です。こうした安全系の設備施設については、防潮堤などの安全対策設備・施設が機能しないことを前提として対策するべきであり、これは深層防護の第一層と第二層の関係で説明できます。

第一層の設備として防潮堤があり、第二層の設備として非常用電源設備があります。この場合、第一層の防潮堤を越流した場合も、第二層の設備としてのGTGが機能しなければならないはずです。

3-4 GTG 設置場所の位置の問題について

資料では「また、1～4号機側のGTG設置エリアからプラントまでの給電ケーブルが敷設されている地下構造に関して、これまでの原子力規制庁との議論を踏まえ、この度、GTGを分散させることでさらなる安全性の向上を図ることができると判断し、プラント周辺にGTG2台を追加設置することとした。」としていますが、単純に分散するためにわざわざ海拔の低い場所に移動させる理由が分かりません。原因の一つとして、荒浜側に設置していたGTGについては、地盤の液状化などの影響を受ける可能性があるから7号機横に移動したのではないかと考えますが、そのとおりですか。理由を明らかにしてください。

3-5 GTG の停止原因について

9月18日の「6号機 ガスタービン発電機使用不能による運転上の制限の逸脱からの復帰について」によると、「調査の結果、GTGの制御車と発電機車をつなぐケーブル接続部にさびらしき汚れがあり、それにより本来は導通しない箇所が導通している状態であることを確認しました。接続部を清掃し、当該GTGが正常に動作できる状態になったことから、9月17日午後7時41分に、運転上の制限の逸脱から復帰したと判断しました。」とのことです。「ケーブル接続部のさびらしき汚れ」を写した資料を示し、その原因と、通電しなかったメカニズムを明らかにしてください。

3-6 GTG作動不能は安全上重大な問題

非常用電源の一つが、コネクタの鏽(?)程度で作動不能に陥るというのは、あまりに脆弱です。しかも回復するのに何日もかかるています。技術力の低下はかなりひどいといわざるを得ません。

常用システムとりわけ外部電源をいくつ引いていても、これらは耐震クラスが低すぎて基準地震動を超える地震で切断されます。従って、地震時には電源は非常用ディーゼル発電機とGTGが命綱となるわけですが、このレベルのシステムであって安全上重要な機器類を災害時に駆動できるような信頼性はありません。これについて、どのように考えるのか、このまま単に復旧しただけで再稼働するのは極めて無責任です。明確に回答してください。

4 特定重大事故等対処施設(特重)の設置未了原子炉の再稼働問題

特定重大事故等対処施設(特重)については、新規制基準において、大規模自然災害やテロ行為によりシビアアクシデントが起きた場合の対策として必要な機能を、再稼働前に本体施設等(特重以外の施設及び設備)にすべて備えていることが求められています。特重が完成していないのに再稼働を認める法的根拠がある(原則として本体施設の工事計画認可日から5年以内に設置が義務付けられていることから、言い換えるならば5年の猶予期間がある。)ことは知っていますが、東電の原発でそれを適用することに大いに違和感があります。

4-1 度重なる不祥事・停止命令による大幅遅延と「猶予期間」の実質的喪失

この間の再稼働準備期間において次々に発生してきたセキュリティ対策上の問題による運転停止命令の期間や、多く発生した不祥事があったことから、工認手続きから現在まで膨大な時間が経過しています。それなのに、特重が完成していない原発を再稼働させることは認めるべきではありません。いかがですか。

4-2 柏崎刈羽 6・7 号機の特重設置期限超過問題と「不自然な工程再設定」

柏崎刈羽 6 号機は 2029 年 9 月 1 日、柏崎刈羽 7 号機は 2025 年 10 月 13 日が特重設置期限であり、7 号機はそれを過ぎているため、特重がなければ再稼働できません。一方、6 号機も期日までに特重が完成しなければ運転できなくなります。

東電は特重の完成期日について、7 号機は 29 年 8 月、6 号機は 31 年 9 月に工事完了時期を再設定していますが、この日程設定は極めて不自然です。7 号機の日程をこのようにしているのは、6 号機が運転停止を余儀なくされるタイミングで 7 号機が再稼働可能となるよう日程を調整しているに過ぎないと思われます。実際には、この時期に完成すると言える根拠はないのではないかと思いますが、この日程変更について、根拠ある説明はされているのですか。

4-3 工期遅延の理由として挙げられた「設計の複雑性・人員不足」の妥当性

東電の説明では、特重の建設期間が大幅に伸びていることについては工事の特殊性として、特重は高度な安全要求と複雑な設計・建設プロセスが必要とされること、仕様の方向性を固めるのに時間を要したことが理由とされています。また、建設業界の人手不足として、近年の建設業界全般における人手や資機材の不足といった社会情勢も、工期短縮を難しくしている要因として挙げられています。

この説明は正しいですか。特重の情報は一切明らかにされていないため、真相は不明です。規制庁は、こうした説明について根拠をもって説明を受けているのですか。明らかにしてください。

5 地震・津波リスクについて

東京電力ホールディングス株式会社(以下「東電」)の原子力事業者としての適格性に関しては、柏崎刈羽原発の新規制基準適合性審査を経た今でも極めて疑わしい状況にあります。

深刻なのは、毎月のように明るみに出る東電の不祥事、特に安全に直接関わる設備の異常、さらにはセキュリティ問題などが次々に発覚している状況です。

東電の地震・津波対策については、新規制基準適合性審査の後に能登半島地震が発生し、このことが地震・津波防災に与える影響が大きいとして 2024 年 8 月に国の地震調査研究本部(地震本部)による、上越沖から兵庫県沖にかけての日本海側の海底活断層の長期評価が発表されました。これを受け規制庁は、影響を受ける可能性のある電力各社に対応を求めました。その結果、同年 12 月に東電が「現状聴取に係る会合」において影響評価を公表しました。

東電は、これまでの既許可に関連して変更すべき点はないと結論づける分析結果を示しました。

この能登半島地震によって明らかになったのは、従来の知見を大きく超える地震の規模並びに、海底地すべりの影響により、思いもかけない早さで震源よりも遠い地域で津波災害が発生したことでした。

東電の検討結果では、地震本部の長期評価をめぐる分析において、長さ 193 キロという最大級の活断層が活動したと仮定しても、マグニチュード(M)は 7.7 にとどまるというものでした。しかし、この長さの活断層は武村式(1990)を用いて計算すると M8.4 にもなり得ます。その値を用いた場合でも、地震動は既許可を超えることはないと解析されていますが、これほどの規模の地震の場合、長周期地震動も非常に大きなものが発生すると考えられ、それが建屋や構造物にどのような影響があるかが評価された形跡がありません。

同様に、津波についても M8.4 の規模を前提として海底地すべりなどを評価している形跡が見られません。

海底地すべりのような非線形の破壊に関しては、マグニチュードの大きさに単純比例するのではなく、非線形に影響し、すなわち数倍ではなく何十倍にも大きな影響を与えると考えられます。

M7.7 の地震が M8.4 になった場合、エネルギーは約 12 倍にもなります。この影響は 12 倍の破壊で

はなく、さらに大きな破壊になり得ます。それを考慮した解析にはなっていません。

東電が作成した資料には大きな矛盾が示されています。

「柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉 日本海側の海域活断層の長期評価 一兵庫県北方沖～新潟県上越地方沖一(令和6年8月版)2025年6月6日 東京電力ホールディングス株式会社」および「2025年8月19日 東京電力ホールディングス株式会社 柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉 日本海側の海域活断層の長期評価 一兵庫県北方沖～新潟県上越地方沖一(令和6年8月版)」の影響について【補足説明資料】では、能登半島と佐渡島をつなぐ海底活断層が活動した際に発生する津波は既許可を超えることはないとされました。しかしその際、地震断層による津波だけでなく、海底地形の変化、海中地すべり「門前断層帶～能登半島北岸断層帶+富山トラフ西縁断層+海底地すべり(LS-3)(土木学会手法:不確かさケースA)」については、既許可で使われた「LS-3」をそのまま用いています。このことが妥当なのか、規制庁も既許可の海底地すべりを用いることの妥当性について東電に回答を求めています。

以下、質問します。

5-1 東電の対応を規制庁はどう考えているのですか

柏崎刈羽原発について規制庁の立場は「新たな対策が必要であれば事業者から提起される」「必要ないとするならその説明をすればよい」というものですが、これでは規制当局の責務が事業者に委ねられ、規制行政が後退したと認識せざるを得ません。規制庁自らが、長期評価を踏まえた耐震・耐津波性評価について主体的に知見を蓄積し、妥当であるかどうか判断すべきではないでしょうか。そのような対応をしない、またはできない理由を明らかにしてください。

5-2 津波の波源モデルについてどのように理解しているのでしょうか

地震本部による長期評価では、「能登半島北岸断層帶と富山トラフ西縁断層、門前断層帶が連動する可能性」が指摘され、合計193kmの断層活動が想定されています。それに基づけば最大級の地震としてM8.4程度の地震動(武村式)になる可能性がありますが、東電はこの連動についてM7.7相当とし、地震動評価を行うなど大幅に過小評価しています。M8.4の地震動評価については「念のため」と位置付け、応答スペクトルを示していますが、津波波源および地すべりなど地殻変動の影響評価には結びついていません。

6月6日の審査会合で規制庁は、この「3連動断層」の津波波源モデルについて、「波源モデル図に断層線を追記すること」「能登半島北岸の3連動を考慮した波源モデルの設定について、検討方針・知見とモデルの関係性が分かるよう適正化すること」「津波の観測記録との比較により波源モデルの妥当性を示すこと」「既許可の海底地すべりを用いることの妥当性を示すこと」「地震動評価と津波評価で異なるモデルで検討していることについて分かるよう記載すること」と指摘しています。これまでどのようなやり取りがあったのか、それぞれについて明らかにしてください。

5-3 新たな知見で海底地すべりの影響をやり直すべき

能登半島地震の津波影響については、特に富山湾内では富山市・高岡市等で地震発生からわずか2～4分で津波が襲来しています。この原因は震源域からの波源ではなく、津波到達地点の数キロ沖合で発生した海底地すべりによるものであることが明らかになっており、現在も調査が続いている。

能登半島地震では、新潟県でも非常に大きな津波が観測されています。上越市船見公園では5.8mの遡上高が記録されており、これは震源に近い地域よりも高い値を示しています。震源域からの直接波ではない成分があるものと考えられます。

また、1923年に発生した関東大震災(大正関東地震)において熱海・城ヶ島・大島に到達した12mの津波の原因是、相模湾の海底の地盤変状によるところが大きいことが2024年の論文で明らかになっています。

2025年8月19日の東電の補足資料では、地震の直後に「門前断層帶～能登半島北岸断層帶+富山トラフ西縁断層+海底地すべり(LS-3)(土木学会手法:不確かさケースA)」によって、柏崎刈羽原発の沖合で2分後に津波が発生すると記載されています。この津波は地すべりによるものと思われま

ですが、10分程度で原発に到達しています。この波は引き波であると記載され、-4mほど下がるよう示されています。これでは港の船舶は座礁する危険性が高く、また船舶が流され防波堤に衝突する危険性もあります。これは新たな知見でしょうか。これについてどのような説明を受けていますか。

5-4 「津波確率評価」の再計算について

柏崎刈羽原発に襲来する最大規模の津波として想定した「基準津波」の発生確率を改めて計算しようと、東電が外部有識者からなる検討チームを設置したと発表しました。規制委の審査で示した「1万～10万年に1回」という確率が妥当かどうかを2028年4月までに検証するということですが、この趣旨について規制庁にはどのような説明がされているのでしょうか。

このチーム設置は東電の自主的取り組みであり、再稼働準備とは関連しないとされていますが、この段階になって再検討する意図は不明確です。しかも東電による津波評価が、地震本部の長期評価に合わせて行われた直後のことであり、何らかの関連性があるのではないかと思われます。

5-5 巨大地震による長周期揺れの影響は

能登半島沖の193km級の地震や、「佐渡島南方断層～F-D断層～高田沖断層～親不知海脚西縁断層～魚津断層帯」「長岡平野西縁断層帯～山本山断層～十日町断層帯西部」の既許可を含む断層運動による地震の規模は、大きな長周期地震動を発生させる可能性が高く、その場合、柏崎刈羽原発の敷地内でも液状化などの地盤破壊現象が2007年の中越沖地震の際よりもさらに大規模に発生する危険性が高いと思われます。特に、当時と異なる点としては、「土捨て場」と呼ばれていた7号機と4号機の間の大きな盛土部分です。この上部では現在、巨大な貯水池が作られており、ここから冷却用の淡水を高低差を利用して落とす構造となっています。このような巨大貯水池が長周期揺れに遭遇した場合、スロッシング現象により溢水し、直下の7号機のGTG設備に押し寄せ、さらに液状化により土石流となって7号機を破壊する可能性があるのではないかでしょうか。

ここでは現在、特定重大事故等対処施設を建設していると思われますが、それも被災する危険性があります。こうした敷地配置が、なぜ認められたのでしょうか。

5-6 地震本部の長期評価への対応と今後について

文科省地震本部の長期評価として2024年8月版を使っていますが、調査が進んだより正確な長期評価に基づく審査が妥当と思いませんか？ 地震本部は<佐渡島・新潟付近の評価については、現在検討中です。いつ頃の公表になるかの見通しがまだついておりませんが、続けて評価をすることは決まっておりますので、お待ちいただけるようお願い致します。>と述べています。原子力規制委員会も東電もそれまで待つべきではありませんか？

一方、耐震についての原子力規制庁とのやり取りはまだ続いている。

9月24日 耐震資料提出

10月2日 耐震の面談

10月30日 耐震の面談 長期評価(2024年8月版)の影響

.....

今後のスケジュールを確認させてください。

6 柏崎刈羽原発の避難計画の問題点

6-1 IAEAが定める深層防護

(1) IAEA深層防護

表1 深層防護レベル

	防護 レベル	目的	目的達成に不可欠な 手段
プラントの 当初設計	レベル1	異常運転や故障の防止	保守的設計および建 設・運転における高 い品質
	レベル2	異常運転の制御および故障 の検知	制御、制限および防護 系、ならびにその他 サーベラント特性
	レベル3	設計基準内への事故の制御	工学的安全施設およ び事故時手順
設計基準外	レベル4	事故の進展防止およびシビ アアクシデントの影響緩和 を含む、過酷なプラント状 態の制御	補完的手段および格 納容器の防護を含め たアクシデントマネ ジメント
緊急時計画	レベル5	放射性物質の大規模な放出 による放射線影響の緩和	サイト外の緊急時対 応

出所：深層防護レベル（INSAG-10 6頁のTable 1）「原子力安全の基本的考え方について」第1編 別冊 深層防護の考え方、AESJ-SC-TR005(ANX):2013, p.51

IAEAの深層防護の考え方は今も変わりはないですか？

「新規制基準」に取り入れられた次の「基本的考え方」は今守られていますか？

原子力規制委員会も次の基本的考え方を提示している。

＜新規制基準の基本的な考え方

① 「深層防護」の徹底

目的達成に有効な複数の(多層の)対策を用意し、かつ、それぞれの層の対策を考
えるとき、他の層での対策に期待しない。>

原子力規制委員会は次の図を提示して、深層防護第5層は内閣府任せとしています。

IAEAの深層防護の考え方

深層防護 レベル	目 的	必須の手段	原子力規制委員会	内閣府
第1層	そもそも異常を生じさせない対策	自然現象を考慮した立地・設計、 保守・運転の品質向上		
第2層	プラント運転中に起こりうる異常がおきても 事故に発展させない対策	監視・制御系統・設備を設置		
第3層	設計上想定すべき事故が起きた場合に炉心損傷 等に至らせない対策	事故に応じた設備、対応手順書の整備		
第4層	設計上の想定を超える事故(シビアアクシ デント)が起きた場合に炉心損傷や格納容器破損 を防止する対策	シビアアクシデント対策及び対応		
第5層	放射性物質の放出による外部への影響を 緩和するための対策	住民避難等による放射線防護対策、 その事前準備としての避難計画の策定、 充実・強化		※

※第5層については、原子力規制委員会として原子力災害対策指針の策定等の役割を担っている



以前に「国が避難計画を法的に審査することはしておりません」と回答されました。
これでは深層防護第5層が達成できないのではないかですか？

また、山中委員長は「既に事務方は内閣府の原子力防災担当とは協議をしている」と記者会見で述べています。

それならば、現制度においても、少なくとも規制委で避難計画を審査し、定例会議で確認するべきではないですか？

6-2 福島事故時の避難 と 能登半島地震

福島原発事故で避難困難を経験、さらに能登半島地震では家屋倒壊と道路寸断が起こり、避難計画の実効性無しがより明確になった。

この点について総括的にどう認識しているのか、お答え願います。

6-3 原子力災害対策指針の改正(改訂)

意見公募後 9月 10 日の原子力規制委員会定例会議議事録および同日の委員長定例会見録に基づき質問する。

(1)「屋内退避」についての改訂内容

改訂内容は次で良いでしょうか？

(元の指針)原発で事故が発生し、敷地外に放射性物質が放出される事態となった場合、原則として原発から半径 5 キロ圏内の住民は避難し、5~30 キロ圏内は自宅や避難所などに屋内退避する

(改訂後)放射性物質を含む空気の塊が新たに到来したり、周囲にとどまつたりしない場合には退避を解除できる

(2)福島第一原発事故と同様の事故が起こったら

新たな指針において、東電福島第一原発事故と同様の原発事故が起こった場合、福島県の各市町村ではどの様に避難するのか？ 各市町村で屋内退避と避難とをどの様にすることになるのか？ その場合に人々の被ばく量はどうなるのですか？

(3)山中委員長発言から浮かぶ心配

9月 10 日の会見で委員長は、UPZ の屋内退避の解除について次の様に述べている。

○山中委員長 まず、原子力発電所から放射性物質が大量に放出されるという事象が起こります前は、特に放射性物質による被ばくのリスクというのは非常に極めて小さくござりますので、その間は外出をしていただく。あるいは何か外部から物資の支援をしていただく、あるいは民間事業者に医療行為ですとか、あるいは日用品の販売等を継続していただくということは可能だというふうに考えております。

また、確かに放射線というのは、目では見えませんけれども、きっちりと測ることができますので、我々東京電力福島第一原子力発電所の事故の教訓のもう一つとして、事故のときにきっちりと放射性物質の放出をモニタリングするという、そういうシステムも整えておりますので、そういうモニタリングの結果も含めて、屋内退避の継続でいいのか、あるいは避難に切り替えるのかというところは条件次第で変わってくるという、そういうふうに住民の方に御判断いただけるかなというふうに思います。>

この発言により私たちの心配が増す。

①放射性物質の大量放出前は被ばくリスクが小さいとしても、大量放出事象が起これば短時間で被ばくリスクが増大する。UPZ の多くの住民が屋内退避していることは危険ではないですか？ また逃げ遅れる可能性が増大するのではないか？

②原発事故が起きて大量の放射性物質を放出した場合、UPZ 住民は放射性物質発生とその拡散の

状況をどの様に把握するのですか？ 行政が状況を住民に知らせることができると思いますが？

③能登半島地震の家屋の被害は、全壊約6千、半壊約1万8千、部分損壊8万3千と報告されている。同規模の地震が新潟県で起こった場合に、原発事故が起きたら損壊を受けた家屋では直ちに被ばくするのではありませんか？

④能登半島地震後の石川県内全体で通行止めとなった道路は1月4日時点で最大41路線93カ所と報告されている。福島原発事故時にも道路の渋滞が起こっているが道路寸断まで加われば避難できないのでは無いですか？

⑤雪が降り積もったら、道路が寸断され、原発事故対応も避難もできない。どうするのですか？

⑥EAL(緊急時活動レベル)の見直しの予定があるのか、どの様に進めるのか、教えてください。

6-4 東電福島原発事故の健康被害について

山中委員長は9月10日に次の発言をした。

〈東京電力福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえますと、あれぐらい大きな原子力発電所の事故になってしまっても、放射線の影響で何か健康被害を受けた方というのは、今のところ全くおられない。〉

私たちは、これは全く事実と異なると考える。高市首相が以前に「福島第一原発で事故が起きたが、それによって死者が出ている状況ではない。」と述べたのと同様に、事実に反すると考える。

この発言を撤回するか、その根拠を示していただきたい。

この様な認識の組織が、原子力災害対策指針を策定し原子力発電所の審査を実施しているのであれば、私たちは原子力規制委員会を全く信用できません。

6-5 東電は「7つの約束」を守っているか？

原子力規制委員会が東京電力に課した「7つの約束」が破られているではありませんか？

以下は読売新聞の本年11月24日の記事からです。

<https://www.yomiuri.co.jp/pluralphoto/20251124-OYT1I50007/>

収益改善へ「頼みの綱」は原発再稼働、なのに「約束」ほごにした東京電力…根強い不信は払拭されず

2025/11/24 11:00

    シェアする

東京電力が誓った7項目の「約束」(要約)

- ①福島第一原発の廃炉を最後までやり遂げる
- ②柏崎刈羽原発の安全対策に必要な投資を行う
- ③社長がトップとして原子力安全の責任を担う
- ④安全性をおろそかにして経済性を優先しない
- ⑤世界中の技術を学び、リスク低減を実現する
- ⑥組織や職位を超えて情報を共有し、改善を図る
- ⑦規制基準の順守に加え、自主的に安全性を高める

以上